人権とは

(1)　人権(Human Rights)とは

「第三次とりまとめ」では、「人権とは、『人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利』を意味する」と述べられています。したがって、人権について明確に理解するためには、人とはどのような存在なのか、権利にはどのような性質があるのかといったことを考える必要があります。
「基本方針」では、人権について「私たち人間は、生まれながらにして自由かつ平等であり、だれからも奪われることのない様々な権利を等しくもっています」と述べられています。この部分は、 1948 年に国連総会が採択した「世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)」の第1条を踏まえており、次に示す人権の重要な側面を表しています。

・人権の固有性……人間は生まれながらにしてその尊厳に基づいて当然のこととして人権を有しているということ
・人権の普遍性……すべての人間は平等に人権をもっているということ
・人権の不可侵性…公共の福祉に反しない限り公権力も含めだれからも人権を侵されないということ

世界人権宣言には、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、様々な権利が示されています。日本においては、これに先駆けて昭和21(1946)年に「日本国憲法」が公布され、その第3章に国民に保障されなければならない様々な権利が基本的人権として列挙されました。
しかし、「人権の固有性」という側面から見れば、世界人権宣言や日本国憲法で人権が規定されていなくても、あるいは日本国憲法がどのように変わろうとも、私たちのもつ人権は奪われることがないと理解できます。つまり、人権の概念は、人類の歴史とともに発展してきており、現時点で最低限の人権として認められる事柄を合意して、それらを明文化したものが世界人権宣言や日本国憲法であって、これらも人権確立に向けた発展途上でつくり出されたものであるということができるのです。
また、すべての人権は「不可分、相互に依存し、関連している」(「ウィーン宣言」第5節、 1993 年)という特性もあります。これは、すべての人権は本質的に結びついており、互いに依存・関連し合っているということを意味しています。つまり、人はだれもがすべての人権を必要としており、ある権利を享受することは、他の多くの権利を享受することができて初めて可能となるということなのです。例えば、勤労の権利は、教育を受ける権利や居住・移転及び職業選択の自由などが保障されて初めて実現できるといえます。

(2)　生命の尊重

人間の生命の尊重は、人間の尊厳から生じます。「生きる」という権利、すなわち生存権は、何よりも重要な権利であり、もっとも尊重されなければなりません。世界人権宣言の他、国際人権規約、日本国憲法なども、すべての人が生命に対する権利をもっていることを規定しています。

・世界人権宣言第３条
　すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
・国際人権規約（Ｂ規約）第６条第１項
　すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。
・日本国憲法第２５条第１項
　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

(3)　人間の尊厳と平等

人権を尊重しなくてはならないという理論の核心には、人間の尊厳と平等という価値観があります。
1945 年に採択された「国際連合憲章」の前文で、人間の尊厳と価値に関する信念が確認されています。それは世界人権宣言に取り入れられ、その第1条において「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と謳われました。さらに、ウィーン宣言の前文では当然のこととして、「すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来し」と確認されています。
人間の尊厳と平等という二つの価値観は、世界のどんな文化や政府からも否定されていません。それゆえ、公的な権力は、無制限であったり、恣意的であったりしてはならないということや、すべての人の尊厳が保障された状態をつくり出さねばならないということが普遍的に認められているのです。